

# 議会の動き

## 九月定例村議会

九月定例村議会が九月七日から十五日まで、九日間の会期で開かれました。

ここでは、その主なものを紹介します。

### 報告

平成二十二年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
\* 地方公共団体財政健全化法に伴い報告するものです。  
実質公債比率 一四・四％  
将来負担比率 五四・八％



### 補正予算(専決)

平成二十三年度一般会計補正予算(第六号)  
\* 七月の豪雨により被災した箇所の復旧を急ぐため専決処分したものです。  
平成二十三年度一般会計補正予算(第七号)

\* 放射性物質汚染の稲わらを与えた肉牛が被害にあった農家に対し、村でも利子補給することとしたため専決処分したものです。

### 決算認定

平成二十二年度関川村各会計・水道事業会計の決算認定  
\* 平成二十二年度一般会計と十の特別会計、水道事業会計の決算について報告するものです。  
なお、詳細については広報せきかわ十一月号で紹介いたします。

### 条例

犯罪のない安全で安心な暮らしづくり条例の制定  
\* 安全で安心して暮らせる村を築くことを目的に、村でも独自に条例を制定するものです。

### 補正予算

平成二十三年度一般会計補正予算(第八号)  
\* 歳入歳出それぞれ三千七百八十万円を追加し、総額四十三億四千三百万円とするものです。  
平成二十三年度国民健康保険(第三号)

関川浄化センター発電機の購入  
契約金額 七百十四万円  
契約相手方 株式会社平山電気商会 (村上市)

### 財産の取得

ロータリー除雪車の購入  
契約金額 三千三百七万五千円  
契約相手方 株式会社日の出自動車 (新潟市)

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～ 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ ～

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります



この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、今年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には来年の1月下旬に送付されます。

家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された本人の社会保険料控除の申告に加えることができます。(家族あてに送られた控除証明書の添付が必要です)

国民年金に関する問い合わせ先 住民福祉課住民福祉班 TEL 64 - 1471

# 犬の散歩は マナーを守って



犬の散歩中の「ふん」について、一部の飼い主の方がそのまま放置することが見受けられます。道路や民地上に放置された「ふん」は通行人や近隣住民の方に著しい不快感を与え、環境を悪化させる迷惑行為です。

犬の「ふん」の持ち帰りは、どなたでも簡単にできることです。面倒がらず飼い主のマナーとして守っていただくようお願いいたします。

犬を散歩させるときは・・・

紙やビニール袋、水を入れたペットボトル等を用意し、「ふん」は持ち帰り、尿(おしっこ)をしたら、水で洗い流しましょう。

## 下水道への接続はお済みですか？

村では、平成9年度から特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つの形で下水道整備事業を行ってきました。平成21年度に下水道管の整備は完了しましたが、下水道管が整備されただけでは本来の事業目的は達成されません。下水道を使えるようになった皆さんが下水道に接続し、利用することによってはじめて目的を達成することができます。

下水道事業は地域の生活環境をつくる大切な事業ですので、早期の加入をお願いします。合併浄化槽の地域のご家庭には、村の補助事業がありますので早期の整備をお願いします。

最近、ご家庭のし尿を畑等に散布し、そのまま放置することで悪臭が発生し、役場に苦情が寄せられています。散布後は速やかに土にすき込むなど責任をもった処理をお願いします。ご近所の皆さんにご迷惑とならないよう十分注意してください。

問い合わせ先 建設環境課水道環境班 TEL 64 - 1479

社内の親睦会、同窓会、各団体の懇談会などに補助金をご利用ください！

## 「関川村観光協会福利厚生事業」

村観光協会では、10人以上集まる会合を村内飲食店や旅館で行う場合に一部補助金を交付します。

### 補助対象団体

- ・ 村内に住所を有する企業
- ・ 村出身者の同窓会、同級会
- ・ 老人クラブ
- ・ 集落会合及び集落区長が認める活動団体
- ・ 村体育協会に所属するスポーツ団体
- ・ 村文化協会に所属する文化振興団体
- ・ 消防団
- ・ 地域活性化団体

### 採択要件

- ・ 7日前までに事前申請すること
- ・ 10人以上で行われる会合であること
- ・ 二次会利用でないこと など

### 補助額

- ・ 10人以上20人未満・・・1万円
- ・ 20人以上30人未満・・・3万円
- ・ 30人以上・・・5万円

各団体とも利用できるのは年に1回のみです。

## 村観光協会からのお知らせです

## 知っていますか？ 「ふるさと関川帰省事業」

村観光協会では、

- ・ 久しぶりにふるさと関川村に帰省してのんびり過ごしたい
- ・ ふるさと関川村の温泉に家族で宿泊したいという方に一人当たり5千円の「宿泊利用券」を交付します。

### 利用交付対象者

- ・ 村出身者及びその家族
- ・ 首都圏在住関川村人会会員及びその家族
- ・ いで湯の関川ふる里会会員及びその家族

### 交付要件

- ・ 交付対象者であること
- ・ 村への帰省を目的とすること
- ・ 旅館組合加盟店を利用すること
- ・ 7日前までに事前申請すること
- ・ 2名以上で利用すること

### 補助額

- ・ 一人当たり5千円の温泉利用券を交付します
- ・ 一家族当たり2万円を上限とします

【申請書の請求・詳細についての問い合わせ先】 関川村観光協会 TEL 64 - 1478